

目指すべき社会

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会

社会情勢の変化の現状認識

- | | | |
|--|--|---|
| <p>① 日本社会全体における状況の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口急減・少子高齢化の進行 ・長引くデフレからの脱却に向けた動き ・財政健全化・持続可能な社会保障の必要性 ・産業構造・雇用環境の変化の進展 ・地域社会の疲弊・地域毎の課題の顕在化 | <p>② 個人をめぐる状況の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共働き・単身・ひとり親世帯の増加 ・個人の価値観・ライフスタイルの多様化 ・働く女性の増加 ・希望しても働けない女性の存在 ・多くの分野で女性登用が「30%」を下回る現状 ・働き方の正規・非正規の二極化、長時間労働 | <p>③ 男性の生活と仕事と暮らしを取り巻く状況
(「夫は仕事・妻は家庭」の意識、長時間労働)</p> <p>④ 東日本大震災の発生、そこから得た経験と教訓</p> <p>⑤ 女性に対する暴力をめぐる状況の多様化
(デートDV、ストーカー、リベンジポルノ、児童ポルノ等)</p> <p>⑥ 国際社会への積極的な貢献の重要性</p> |
|--|--|---|

基本的な方針

- ① 4次計画が果たす役割の明確化、施策の選択と集中、推進体制の強化を通じ、真に実効性のある計画とする
- ② 実効性あるフォローアップのため、数値目標について重要なものに数を絞る(補助的に見ていくべきものを参考指標として設定)
- ③ 「2020年30%」の目標年限までの5か年計画となることを踏まえ、行政・企業・政治など各分野における「30%」の達成に向けたロードマップを明らかにし、さらに踏み込んだポジティブ・アクションを実行する
- ④ 男性にとっての男女共同参画を計画全体にわたる横断的視点に位置付け、働き方改革や、子育てや介護と仕事との両立支援に向けた取組を含め、職場・地域・家庭などあらゆる場面における施策を充実する
- ⑤ 非正規雇用問題など、働き方の二極化に伴う諸問題への対応を進める。また、ひとり親家庭など困難を抱えた女性への対応を図る
- ⑥ 東日本大震災等の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点による防災・復興対策の必要性・ノウハウを国内外に発信する
- ⑦ 地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、地域における推進体制を強化する
- ⑧ 女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する
- ⑨ 女性の活躍推進に向けた我が国の取組を国際的に発信するための取組を強化する

第4次男女共同参画基本計画の構成(イメージ)

I 基本的考え方

【目指すべき社会】【基本的な方針】【基本計画の構成】等

II あらゆる分野における女性の活躍推進

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ② 男女の雇用等における均等な機会・待遇の確保、仕事と生活の調和
- ③ 地域、農山漁村における男女共同参画の推進
- ④ 科学技術・学術における男女共同参画の推進

- ・ 「30%」達成に向けたロードマップ
- ・ 政治・司法・行政・雇用の女性参画 →さらに踏み込んだポジティブ・アクション
- ・ その他(地域、農山漁村、科学技術・学術、教育、メディア、防災・復興、医療)
- ・ 均等な機会・待遇(セクハラ・マタハラ含む)、非正規、再就職・起業、自営業
- ・ M字カーブ解消、働き方改革
- ・ 地域の活動(まちづくり・環境・観光・文化)
- ・ 農山漁村の意識改革、経済的地位・就業環境
- ・ 女性研究者・技術者等の活躍に向けた環境整備
- ・ 女子学生・生徒の理工系への進学支援

III 男女共同参画社会の実現に向けた社会基盤の構築

- ⑤ 男女共同参画の視点に立った社会制度等の構築
- ⑥ 男女共同参画の推進に向けた国民の理解の促進
- ⑦ 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
- ⑧ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

- ・ 子育て・介護支援制度
- ・ 中立的な社会制度(税制、社会保障制度、家族法制 等)
- ・ 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査等
- ・ 国民的広がりを持った広報・啓発、男女共同参画等の教育・学習
- ・ 女性の人権を尊重したメディアの表現、行政機関の表現
- ・ 各種制度・計画等への男女共同参画の視点の反映
- ・ 防災・復興の現場の男女共同参画、国際的な防災協力
- ・ 国際的強調・条約の遵守、国際貢献
- ・ 対外発信機能の強化

各項目で「男性」関連施策を充実

IV 女性の安全・安心の確保

- ⑨ 生涯を通じた女性の健康支援
- ⑩ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑪ 困難を抱えたあらゆる女性が安心して暮らせる環境の整備

- ・ 生涯を通じた健康、性差に応じた健康、妊娠・出産に係る健康(性教育・リプロ含む)、スポーツ
- ・ 予防・対応の基盤整備、DV・ストーカー・性犯罪、売買春・人身取引等の対策(子ども含む)
- ・ メディアの性・暴力表現
- ・ セーフティネット機能、ひとり親家庭等の貧困(生活・就業、次世代の貧困連鎖)
- ・ 性別に起因する課題を抱えた高齢者・若年者・障害者・外国人等

V 推進体制の強化

- ・ 行政・企業・民間団体の役割
- ・ 国の推進体制 (監視機能、ジェンダー統計、予算編成・立法過程などを含む)、地域の推進体制 (地方公共団体・企業・民間団体)

※ 「男性」、「メディア」について、項目を立てるかどうかは、引き続き検討

＜3次計画＞

第1部 基本的な方針

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

- 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- 第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画
- 第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 第5分野 男女の仕事と生活の調和
- 第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進
- 第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援
- 第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
- 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第10分野 生涯を通じた女性の健康支援
- 第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画
- 第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進
- 第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進
- 第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

第3部 推進体制

＜考え方＞

- ・ 目的を異にする計画分野が混在しており、計画全体のターゲットが分かりにくいことから、目的別の大分類となる3本柱を設定
- ・ 計画の施策が広範にわたり、特に注力すべき重点項目が分かりにくいことから、重要なステークホルダーとなる「男性」の視点を計画全体にわたる横断的視点に位置付けるとともに、「防災・復興」の独立、推進体制への「地域の推進基盤づくり」の追加などを実施

＜4次計画＞(たたき台)

I 基本的考え方

II あらゆる分野における女性の活躍推進

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
※各分野に散らばっていた女性の参画拡大のための取組を統合
- ② 男女の雇用等における均等な機会と待遇の確保、仕事と生活の調和
※旧第4分野(雇用)及び旧第5分野(仕事と生活の調和)を統合
- ③ 地域、農山漁村における男女共同参画の推進
※旧第6分野(農山漁村)及び旧第14分野(地域・防災・環境)の一部を統合
- ④ 科学技術・学術における男女共同参画の推進

III 男女共同参画社会の実現に向けた社会基盤の構築

- ⑤ 男女共同参画の視点に立った社会制度等の構築 ※子育て介護支援含む
- ⑥ 男女共同参画の推進に向けた国民の理解の促進 ※メディア含む
- ⑦ 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
※旧第14分野(地域・防災・環境)のうち防災部分を独立
- ⑧ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

IV 女性の安全・安心の確保

- ⑨ 生涯を通じた女性の健康支援
- ⑩ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑪ 困難を抱えたあらゆる女性が安心して暮らせる環境の整備
※旧第7分野(貧困等生活上の困難)と旧第8分野(高齢者・障害者・外国人等)を統合

V 推進体制の強化 ※ジェンダー統計、予算編成・立法過程、地域の推進体制等を追加